

(表)

様式第1号 (第4条関係)

津島市本人通知制度登録申込書

年 月 日

(宛 先) 津島市長

申込み に みえた方	住 所	〒 ー
	氏 名	
	連 絡 先	
申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 代理人	

津島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

通知を希望する者の 氏名 (住民票の写し等 に記載のある者)	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 ー		
本 籍		筆頭者	
連 絡 先			

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人		
氏 名	フリガナ		
住 所	〒 ー		
連 絡 先			

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類 (マイナンバー (個人番号) カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類 (委任状と委任者の本人確認書類「コピー可」)

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	入力	照合	本人等の確認書類	備 考	
			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(裏)

事前登録による住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この申込書により申込みをし、登録された方には、その住民票の写し等(※1)を第三者(※2)に交付した場合に、その旨を通知します。
また、その方が住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、申請をいただくことにより証明書(※3)を交付します。
※1 住民票の写し等とは、住民票(除票を含む。)の写し、住民票(除票を含む。)記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本、戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書をいいます。
※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。
※3 証明書の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種類及び枚数並びに当該第三者が本人の代理人である場合はその氏名及び住所です。
- 2 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、津島市住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 第三者に住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、津島市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書とご本人であることが確認できる書類(マイナンバー(個人番号)カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等)を添えて、津島市市民生活部市民課市民・戸籍グループまで申請してください。
- 4 証明書は、登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、登録された方と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ交付の対象とはなりません。
- 5 証明書の交付1件につき、手数料として300円が必要です。
- 6 登録を希望する方又は登録された方は、代理人により登録の申込み又は証明書の交付申請をすることができます。
- 7 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による登録の申込み又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
(1) 登録を希望された方又は登録された方が疾病等により直接、申込み又は証明書の交付申請をすることができない場合
(2) 他の市区町村に居住している場合
- 8 郵便等により証明書の交付申請をするときは、津島市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に、津島市住民票の写し等交付通知書、ご本人であることが確認できる書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒(あて名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの)を同封してください。
- 9 転出又は転居等により、氏名、住所、連絡先等に変更が生じた場合は、届出が必要です。届出のない場合は登録が失効となります。
- 10 なお、登録された方が死亡したとき、居所不明により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。